

**兵高教組
調査情報 4号**

2017年5月11日

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「採用試験に役立つ学習会があるから」と騙し 臨時教職員に声をかけ宗教法人に入信させた校長

昨年、一昨年と淡路の県立高校では、同校の校長（現、阪神間の県立高校校長）が臨時教職員を勤務時間中に校長室に呼び出し、「採用試験に役立つ学習会があるから」と声をかけ、週休日に、宗教法人の施設に同行させて、本人の意に反して入信させたという事件がありました。

校長の職権乱用

校長が職員を校長室に呼び出すのは、職務上必要である場合で、職務を円滑に進めるため職員の相談を聞くなどの行為もあると思われます。教員採用試験合格を目指す臨時教職員が、勤務時間中に校長から言われれば、話を断りにくいものです。誘われたある教員は、週休日に校長が車で迎えに来てくれるというので、疑わずにいたそうです。

しかし、そのまま校長の車で、宗教法人の施設まで連れて行かれ、会費は校長が支払ったそうですが、この段階で入信させられていたのです。この宗教法人では、会費を払って入信しなければ施設内に入場ができないことになっています。誘われた教員にとって「採用試験に役立つ学習会」ではありませんでした。同様の行為として、昨年度には少なくとも8人の臨時教職員が声をかけられ、うち2人が施設に同行させられ入信させられています。なお、一昨年にも2人が声をかけられています。

この行為は、校長と臨時教職員という立場を利用した職権乱用です。

信教、信仰の自由は重要

日本国憲法 第20条には

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

O2

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

O3

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

とあります。

憲法の「信教の自由」とは、宗教の自由といふ意味ですが、明治憲法以来の用語を使用しており「信教」としています。その内容は、

- (1) 信仰の自由
- (2) 宗教的行為の自由
- (3) 宗教的結社の自由

であり、特に(1) 信仰を持つ持たないは、純粹に内心の問題ですので、憲法19条「思想及び良心の自由」とあわせて「何人に対しても」絶対的な保障を受けています。

また、(2) は憲法の条文のままで、宗教

上の儀式などへの参加を強制されない自由と表現されています。

高教組は、個人が特定の宗教を大切に思い信仰すること、あるいはしないことを、憲法に基づいて尊重しています。校長が何を信仰するかは校長の自由で、その信仰の自由を尊重します。また、今回の件について、この宗教法人には何ら責任はないと考えられます。

校長の行為は憲法違反

高教組は、今回の事案には以下の重大な問題があると考えています。

- ① 勤務時間中に職務と関係のない宗教施設への同行依頼を校長という職権を利用して行った。
※勤務時間中に校長室で行っている以上、職権を利用していることは明白
- ② 「採用試験に役立つ」などと、宗教施設に行くという事実を伝えずに同行させた。
- ③ 本人の意思確認をせずに入信させた。

当該校の教員は、本人の意志ではなく、校長に騙されて連れて行かれて、入信させられています。校長の行為は、信教の自由の侵害です。

しかも、校長は、法の解釈では「国及びその機関」に相当すると解釈されることもあり、民間人が、同様の行為をする以上に重い責任を問われます。

校長の誘いを受け連れて行かれた職員は、「採用試験の学習会」でないことが分かり、途中から悲しい気分になったと言られています。校長から見て弱い立場にある臨時教職員を悲しい気分にさせる、しかも週休日を台無しにするような行為を、私たち高教組は見過ごすことはできません。

公権力（校長）が、「採用試験に役立つ」という、臨時教職員にとって一番気になる言葉で騙して連れ出し、断りもなく入信（現在は脱会）させたことが問題です。校長の地位を利用した強制と言えると考えます。校長が、自らの車で

連れて行き、校長の自費で宗教法人の会費を払っていたとしても、断じて許されません。

高教組は、相談を受けて、県教委に校長の行為を調査させ、厳正なる処分を求めていましたが、未だに処分はなされていません。県教委は、この程度のこと、と思っているかもしれませんのが、校長が、立場を利用し個人の尊厳を否定し、内心の自由を侵した重大な行為です。県教委の立場は厳しく問われます。

淡路の高校から阪神間の高校に校長が異動する日に、校長は以前誘った職員に「また誘うからね」と言ったそうです。

高教組は、今まで被害にあった臨時教職員からも、校長からの謝罪はない、と聞いています。高教組は、県教委に、校長の厳正なる処分と被害を受けた臨時教職員への謝罪を要求しています。

兵高教組総発第8号
2017年4月18日

兵庫県教育委員会
教育長 高井芳朗 様

兵庫県高等学校教職員組合
中央執行委員長 小野泰司

前県立 高等学校長による教職員の信仰の自由への侵害に対する要求書

日頃は、兵庫の教育の発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、昨年度、県立 高校校長 氏（現、県立 高等学校長）は、同校の臨時教職員の少なくとも8人に對して、個別に、しかも勤務時間中に校長室に呼び出し、「採用試験に役立つ学習会があるから」と声をかけました。

採用試験学習会への参加を求められていると信じた教職員、少なくともそのうち2人は、週休日に 市内の宗教施設（ ）へ同行させられています。さらに一昨年にも、少なくとも2人が同様に同行させられているのです。

そして、同行させられた臨時教職員は、本人の意思とは無関係に 入信費用は 氏が負担）。

氏は、校長という職を利用し、勤務時間中に宗教法人への勧説を、事業をこまかして行い、さらに、本人の意に反して という宗教法人へ入信させたのです。

このような職権を使っての宗教法人への入信活動は、憲法が保障する思想信条の自由を侵害することとも、職権の乱用でもある悪質な行為であり、およそ県民の理解を得られるものではありません。

つきましては、被害を受けた臨時教職員はもとより、すべての教職員、県民が納得できるような厳正なる対応を強く求め、下記のことを要求します。

記

1. 兵庫県教育委員会は、校長の一連の行為を調査し、高教組に報告すること。
2. 校長に厳正なる処分をすること。
3. 被害を受けた臨時教職員らに校長から謝罪すること。

以上